①27　②第３期小売物価統計調査システム運用・保守業務の請負　一式　③購入等　④一般　⑤ 7. 2.28　⑥株式会社グランドユニット　東京都台東区浅草橋３―19―４　⑦16,250,850円　⑧ 6.12.26　⑪最低価格　⑫20,649,543円

①57　②令和７年国勢調査　調査書類・用品の仕分け・梱包等及び発送業務の請負　一式　③購入等　④一般　⑤ 7. 3. 4　⑥日本通運株式会社　東京都千代田区神田和泉町２　⑦1,426,942,805円　⑧ 6.12.27　⑪最低価格　⑫1,677,919,289円

①57　②令和７年度統計調査用品等の仕分け、梱包及び発送業務の請負　一式　③購入等　④一般　⑤ 7. 3. 3　⑥協新流通デベロッパー株式会社　東京都江東区三好４―７―20　⑦35,190,349円　⑧ 6.12.26　⑪最低価格　⑫44,497,896円

①76　②令和７年国勢調査　『調査の手引』の印刷の請負　一式　③購入等　④一般　⑤ 7. 3.14　⑥佐川印刷株式会社　京都府向日市森本町戌亥５―３　⑦20,243,911円　⑧ 7. 1. 9　⑪最低価格　⑫20,662,610円

①76　②令和７年国勢調査　『調査への回答はお済みですか』の印刷の請負　一式　③購入等　④一般　⑤ 7. 3.14　⑥株式会社アイネット　東京都中央区銀座７―16―21　⑦25,958,527円　⑧ 7. 1. 9　⑪最低価格　⑫36,052,441円

①76　②令和７年国勢調査　『連絡メモ』の印刷の請負　一式　③購入等　④一般　⑤ 7. 3.14　⑥株式会社アイネット　東京都中央区銀座７―16―21　⑦48,414,045円　⑧ 7. 1. 9　⑪最低価格　⑫56,362,620円

報　告

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく公表

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（令和２年条約第16号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

令和７年４月９日　独立行政法人国立印刷局

◎調達機関番号　562　◎所在地番号　13

政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達に関する独立行政法人国立印刷局契約事務規則の一部を改正する規則

政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達に関する独立行政法人国立印刷局契約事務規則（平成15年規則第62号）の一部を次のように改正する。

第１条中「1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改定する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）」を「2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改定する議定書によって改正された1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）」に改める。

第２条第２号中「規程」を「規則」に改める。

第５条第１項を次のように改める。

契約責任者は、特定購買等契約につき入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に官報により公告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、その期間を当該各号に規定する日数まで短縮することができる。

一　特定購買等契約に係る次に掲げる事項について、特定購買等契約につきこの項の規定による公告（以下「一般競争公告」という。）を行う日の前日から起算して１年前の日から40日前の日までに官報によりあらかじめ公示している場合　10日

イ　調達の内容

ロ　入札期日として予定する日付

ハ　調達に関心を有する者は、契約責任者に対して当該調達に係る入札に参加しようとする意志がある旨の表明をすべきこと。

ニ　第10条に規定する文書を交付する場所

ホ　次条各号に掲げる事項（この号の規定による公示の際に示すことができないものを除く。）

二　特定購買等契約の締結までに急を要する場合　10日

三　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合　40日から、５日にその該当する場合の数を乗じて得た日数を減じた日数

イ　一般競争公告を官報の発行に関する法律（令和５年法律第85号）第５条の規定により発行される官報により行う場合

ロ　第10条に規定する文書の交付（一般競争公告を行った日から行われる交付に限る。）を電子情報処理組織を使用して行う場合

ハ　入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合

四　特定購買等契約により調達される物品等又は特定役務が、政府以外の者により通常行われる取引（物品等の取引にあたっては、売買取引に限る。）の対象となる物品等又は特定役務（当該取引の際にそれらの仕様の変更又は追加をすることができないものに限る。）である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数

イ　前号イ及びロに掲げる場合に該当する場合（ロに掲げる場合を除く。）　13日

ロ　前号イからハまでに掲げる場合の全てに該当する場合　10日

第６条の見出し中「一般競争について公告」を「一般競争公告」に改め、同条第１項中「前条第１項に定める公告」を「一般競争公告」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第１項第６号及び第２項中「公告」を「一般競争公告」に改める。

第７条第１項を次のように改める。

第５条第１項の規定及び前条の規定は、契約責任者が特定購買等契約につき指名競争に付そうとする場合について準用する。この場合において、第５条の見出し中「一般競争の公告」とあるのは「指名競争の公示」と、同項中「一般競争」とあるのは「指名競争」と、「公告しなければならない」とあるのは「公示しなければならない」と、同項第１号中「公告（以下「一般競争公告」）とあるのは「公示（以下「指名競争公示」）と、同項第３号中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、前条の見出し及び同条第１項各号列記以外の部分並びに同条第２項中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、同条第１項第２号中「事項」とあるのは「事項及び指名競争において指名されるために必要な要件」と、同条第１項第６号中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、同条第３項中「公告」とあるのは「公示」と読み替えるものとする。

第７条第２項を削り、同条第３項中「前項の基準により指名される競争参加者に対しては、前条第１項第１号及び第３号から第５号までに掲げる事項を第１項の規定による公示」を「前項において読み替えて準用する前条第１項第２号の基準により指名される競争参加者に対しては、前項において読み替えて準用する前条第１項第１号及び第３号から第５号まで及び同条第２項に掲げる事項を前項において読み替えて準用する第５条第１項の規定による公示（次条第１項及び第10条において「指名競争公示」という。）」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項第１号中「前条第１項」を「第１項において準用する前条第１項」に改め、同項を同条第３項とする。

第８条第１項中「公告をし」を「一般競争公告をし」に、「前条第１項の規定による公示」を「指名競争公示」に、「公告又は公示」を「一般競争公告又は指名競争公示」に改め、同条第２項中「前条第３項」を「前条第２項」に、「同条第４項各号」を「同条第３項各号」に改める。

第９条を削り、第９条の２を第９条とする。

第10条第１項第１号中「第６条」を「第６条（第７条第１項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」に、「公告」を「一般競争公告」に、「公示」を「指名競争公示」に改める。

第11条に次の１号を加える。

十　慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき（物件の買入れ又は借入れの場合にあっては、当該物件を救済施設が生産する場合に限る。）

附　則

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

２　この規則は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で、施行日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。